

事案調書(決定会議)

審議日 令和6年11月8日

案件名	第3次さがみはら文化芸術振興プランの改定について									
所管	市民	局区		部	文化振興	課	担当者		内線	

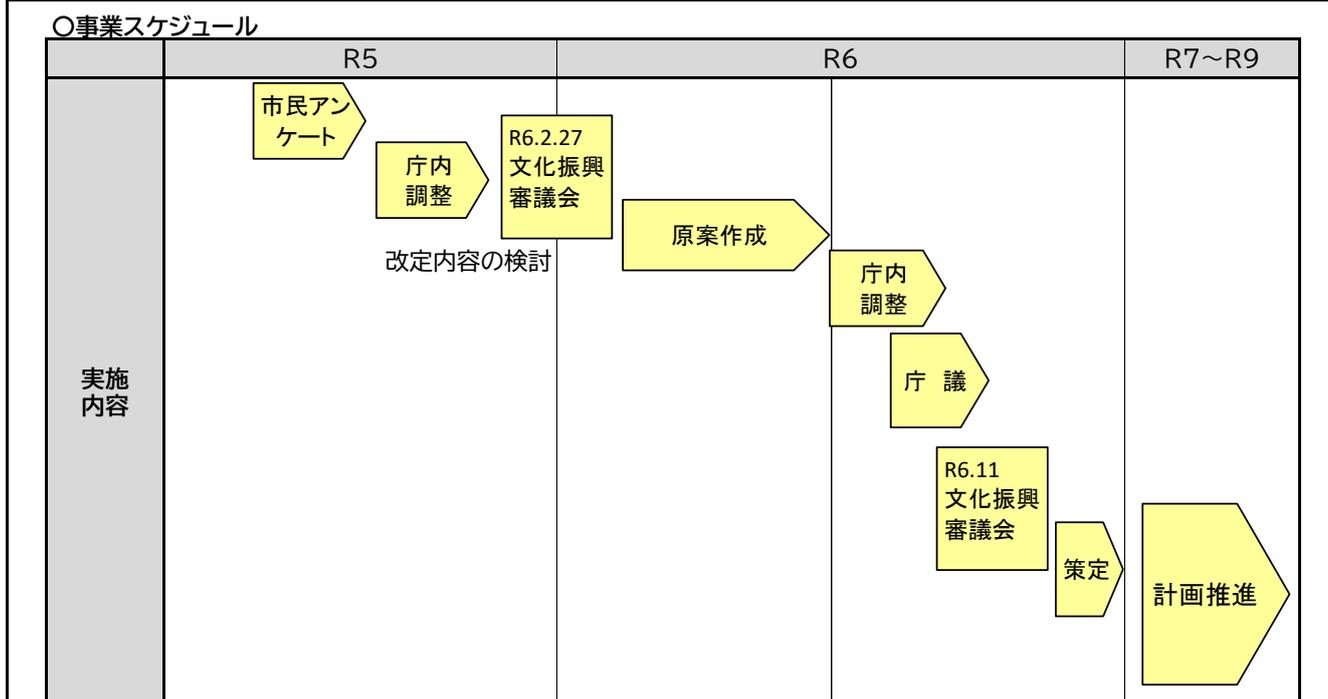
事案概要

令和元年度末に策定した第3次さがみはら文化芸術振興プランについて、文化芸術を取り巻く状況の変化や施策の取組状況、アンケート調査結果を踏まえ、成果指標の見直しや取り組むべき施策を整理する必要があることから改定するもの。

審議事項 <i>(庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論)</i>	第3次さがみはら文化芸術振興プランの改定案の承認
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	関連法令や国計画、県条例を踏まえつつ、SNSを活用したオンライン配信の充実、文化芸術資源を活かした観光や地域の活性化、部活動の地域移行に向けた取組などを計画に位置付けることで、令和7年度以降の文化振興の方向性を明確にし、必要な施策を推進するもの。		
	効果測定指標	文化芸術に親しんでいる市民の割合、 文化芸術事業の入込客数 等	施策番号	32
	事業効果 年度目標	<目標値>R9年度 ← <基準値>R元年度 文化芸術に親しんでいる市民の割合:73.5%(R元年:基準値71.1%) 市が主催・共催・後援した文化芸術事業の入込客数:584,400人(基準値569,450人) 文化財活用事業の満足度:57.0%(基準値48.4%) 文化財活用事業へのボランティア参加者数:823人(基準値733人)		

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工



○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養(事業の税収効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs
関連ゴールに○

								
			○				○	
								
	○						○	

日程等
調整事項

条例等の調整

なし

議会提案時期

報道への情報提供

なし

パブリックコメント

なし

時期

議会への情報提供

なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等

調整内容・結果

文化芸術推進検討会議	R6.2 改定を行う項目及び改定内容に係る検討を実施し、原案のとおり承認。
〃	R6.10 プラン改定文案について検討を実施し、原案のとおり承認。

備考

【文化芸術推進検討会議構成員】シティプロモーション戦略課、観光政策課、高齢・障害者福祉課、こども・若者支援課、緑区役所地域振興課、中央区役所地域振興課、南区役所地域振興課、学校教育課、生涯学習課、文化財保護課、図書館、博物館 (オブザーバー)城山・津久井・相模湖・藤野まちづくりセンター

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (10/22)</p>	<p>【成果指標、項目の見直しについて】 ○(経営監理課長)令和9年度目標値を達成している成果指標Ⅰ、Ⅱについては目標値の上方修正を行わないのか。 →(文化振興課長)達成した指標Ⅰは低い目標値ではなく、指標Ⅱについても今後の推移を見極める必要があるといった審議会からの意見を踏まえ据え置きとした。 →(経営監理課長)今回新規で成果指標に設定した「特色ある文化芸術事業の入込客数」について、実績を計上する事業を「フォトシティさがみはら」、「さがみ風っ子文化祭事業」、「藤野ふるさと芸術村メッセージ事業」の3つとしているが、今後、当該事業の見直しや入れ替えを想定しているか。 →(文化振興課長)審議会から、フォトシティさがみはらをはじめとした特色ある事業に対する成果指標の設置について提案があったため、当該3事業のみ実績として計上する方針である。 →(経営監理課長)重点項目の見直しに追加された「オンライン環境下における文化芸術鑑賞機会の充実」については、どの成果指標に反映されるのか。 →(文化振興課長)文化振興課で発信したYouTubeの再生回数が「市が主催・共催・後援した文化芸術事業の入込客数」に反映される。 ○(人事給与課総括副主幹)計画の見直しに当たり、他部局の施策との整理もされているか。今後、見直しする事業についても、調整済であるか。 →(文化振興課長)他部局の事業も実績として反映されており、見直し内容についても、推進会議に諮り承認をいただいている。 ○(経営監理課長)「(仮称)文化振興プラザの検討」について、交流を深めたりすることができる「プラザ(広場)」のような機能や場の創出とあるが、検討の結果によっては施設等を整備しない可能性もあるか。 →(文化振興課長)検討結果によっては、そうした可能性もある。 →(経営監理課長)南市民ホールの廃止なども成果指標に影響しているのか。 →(文化振興課長)代替施設の利用状況などにもよるが、当該施設を利用したイベントの入込客数等には影響はあると思う。 →(総務法制課長)「藤野ふるさと芸術村メッセージ事業」は市ホームページに掲載情報がない。今後、文化振興課のページなどからも周知発信をしていただくとよい。 ○(政策課長)(仮称)文化振興プラザの検討について、具体的にどのように検討するのか。 →(文化振興課長)庁内検討組織の立ち上げや審議会など様々な手法が考えられるが、検討体制も含めて今後検討する。 ○(総務法制課長)今後、検討する条例については、理念的な条例を想定しているか。 →(文化振興課長)現時点では具体的な想定はなく、市議会において何度か条例の検討について要望を受けており、条例の必要性も含めて検討したいと考えている。</p> <p>【改定スケジュールについて】 ○(総務法制課長)令和5年度に中間見直しを行わなかったのはなぜか。 →(文化振興課長)令和5年度に市民アンケートを行い、その結果を踏まえて令和6年度に見直しを行うという2か年のスケジュールを設定していたためである。</p> <p><原案のとおり、上部会議に付議する></p>
--	---

決定会議の
主な議論

(10/29)

【項目の見直しについて】

○(市長公室長)「(仮称)文化振興プラザの検討」を重点項目に設定した経過は。

→(文化振興課長)令和5年度の市民アンケート調査により「文化的な活動を通じて地域団体やサークルなどに加わりたい」と考える市民が約4割いることを踏まえて、「市民が団体やアーティスト等と交流する機会や機能」の必要性を検討するものである。

→(市長公室長)本改定後の計画期間が令和7年度から令和9年度までの3年間であるが、計画期間内に検討するという理解でよいか。

→(文化振興課長)そのとおりである。

○(総務局長)計画期間内に「(仮称)文化振興プラザの検討」を行うとしているが、当該検討を新規項目として追加するとすると、施設などのハード機能の整備を念頭に置いていると受け取られ、誤解を生じかねない。既存の項目の中で検討を行うなど、見せ方については工夫が必要ではないか。また、市民団体、サークル、公民館など様々な団体が活動する中、既存の機能を生かし向上させるという考え方もあると思う。市民が求めている「市民が団体やアーティスト等と交流する機会や機能」が「(仮称)文化振興プラザ」であるかは検討が必要であると考え。

○(総務局長)eスポーツなど新しい領域が生まれており、年々文化芸術の範囲が広がっていると思われるが、本計画ではどこまでを対象とするのか。

→(文化振興課長)現状の計画においても文化の定義は定めているが、eスポーツなどの新たな分野については、次期計画で検討することになると考える。

○(財政局長)文化財建造物の活用方策の検討について、教育委員会とも調整はしているか。

→(文化振興課長)現行計画でも文化財保護の活用は項目に含まれており、教育委員会とも調整済である。

→(財政局長)「(仮称)文化振興プラザの検討」について、項目として載せるのであれば、アセットマネジメント推進課とも調整いただきたい。

→(財政局長)「部活動の地域移行」については、教育委員会の所管であるか。

→(文化振興課長)教職員の働き方改革の一環で始まった施策であり、教育委員会と市長部局が連携して取組を進めている。

→(財政局長)スポーツ分野の計画においても、部活動の地域移行は含まれているか。

→(スポーツ・文化担当部長)現状は含まれておらず、計画見直しの際に盛り込む。

→(財政局長)本計画で文化系の部活動が見直し項目になっているため、スポーツ系の部活動ともバランスをとっていただくよう意見として申し上げる。

○(総合政策・地方創生担当部長)「活動拠点の再整備」と「(仮称)文化振興プラザの検討」は項目として分ける必要があるのか。

→(文化振興課長)改めて整理する。

○(総務法制課長)国において「地域移行」の名称を変更すると報道されている。改定時点において、正確な用語を使用できるように調整していただきたい。

○(市長公室長)「(仮称)文化振興プラザの検討」「文化芸術の振興に関する条例の検討」については、実施の有無について調整会議であまり審議されていない中であり、今後の影響が大きい事業である。

→(スポーツ・文化担当部長)あくまで文化行政全体の方向性を検討するための選択肢の一つであると捉えており、資料の見せ方については再度整理したい。

○(市長公室長)新規重点項目3つについて、意見を踏まえて再度整理いただきたい。

<継続審議とする。>

第3次

さがみはら文化芸術振興プランの 改定（中間見直し）について

令和6年11月8日
文化振興課

1. 概要

<第3次さがみはら文化芸術振興プラン>

- ▶ 文化芸術振興の目標や取り組む施策を明らかにし、本市の文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進することにより、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会を実現するとともに、全ての市民が文化芸術に関する活動を行う権利をお互いに尊重し合う社会の実現に寄与することを目的に策定した計画。
- ▶ 相模原市総合計画の部門別計画及び文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に基づく地方文化芸術推進基本計画として策定。

<中間見直しについて>

- ▶ 令和2年度から令和9年度までの8年間の計画期間のうち、中間年に当たる令和5年度を目途に検証・評価を行い、その結果に応じて見直しを行うことを規定。
- ▶ 改定内容については、関係機関・専門家等で構成する市文化振興審議会及び文化芸術推進検討会議（庁内組織）において審議。

- 【相模原市文化振興審議会】（令和5年8月、令和6年2月開催）
- 【文化芸術推進検討会議（庁内組織）】（令和6年1月、令和6年10月開催）
- 【市民アンケート調査】（令和5年9月実施）

2. 見直し内容について

第3次さがみはら文化芸術振興プラン改定版の主な構成

第1章 プランの改定に当たって

- 1 改定の経緯
- 2 改定版の基本的な考え方
- 3 計画期間
- 4 進行管理

改定版の位置付け

第2章 本市の文化芸術を取り巻く状況

- 1 プラン策定後の文化芸術をめぐる主な動向
- 2 本市の取組

文化芸術に係る状況等の変化に合わせた内容へ更新

第3章 中間年までの施策の実施状況

- 1 プランで掲げる成果指標及び評価の推移
- 2 評価を踏まえた課題
- 3 アンケート調査から見る市民ニーズ

第4章 具体的な取組

- 1 成果指標の見直し
- 2 具体的な取組

市民アンケートの調査結果や実績に応じた成果指標の見直し、取組内容等の追加・修正

第5章 重点項目

3. 改定概要①

改定の経緯、基本的な考え方

第1章 (P 1～)

1 改定の経緯

令和2年3月の第3次さがみはら文化芸術振興プラン(以下、「第3次プラン」という。)策定後から、これまでの間の文化芸術を取り巻く状況の変化や取組実績、課題等を踏まえ、成果指標の見直しや今後重点的に取り組むべき施策を整理する必要があることから、改定を行うもの。

2 改定の基本的な考え方

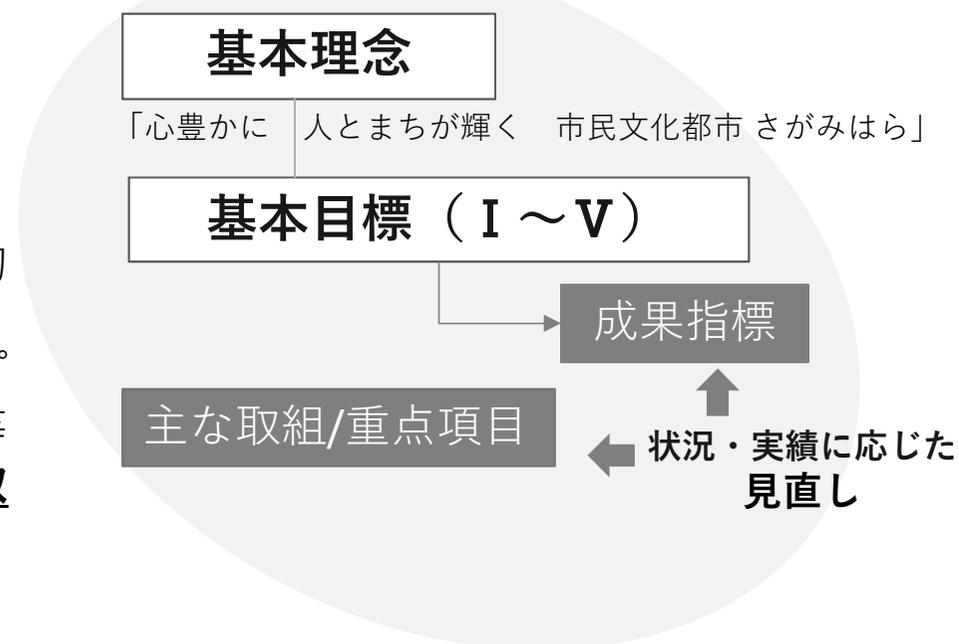
- 文化芸術を創造し醸成するためには **時間をかけて継続的に取り組むことが重要**
- 文化芸術の範囲や**基本理念、基本目標は**長期的なものとして**維持・継続**
- 新型コロナが文化芸術に与えた影響や第3次プラン策定以降に全国的に検討が始まった事項等を踏まえ、**成果指標を見直す**とともに、**主な取組や重点項目を一部修正・追加**

3 計画期間

令和7年度から令和9年度までの3年間

(第3次プラン全体の計画期間は令和2年度から令和9年度までの8年間)

第3次プランの体系 (P 7 参照)



3. 改定概要②

本市の文化芸術を取り巻く状況 第2章 (P 3～)

○第3次プラン策定後の文化芸術をめぐる主な動向

第3次さがみはら文化芸術振興プラン (令和2年3月)

社会状況の変化

新型コロナが文化芸術に与えた影響

- ▶ 多くの文化芸術に係るイベント等が中止又は延期となり、市民等が文化芸術に触れる機会が減少
- ▶ アーティストや文化芸術団体等は、活動の場が失われ、経済的にも大きな影響を受ける
- ▶ 不要不急の外出自粛が要請されたことで、入場者数や参加者数が大幅に減少

市の取組

オンライン上で文化活動の成果を発表する機会を創出するとともに、身近な環境で作品を鑑賞できる機会を創出 (SNSの運用、開催・制作費用の助成等)

国及び神奈川県の方針

文化観光推進法の制定 (R2.4)

文化施設が地域の観光事業等と連携することで、施設そのものの機能強化や地域一体となった取組を進めていく

博物館法の改正 (R4.4)

地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り、地域の活力向上に取り組むことが努力義務に位置付け

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの策定 (R4.12)

学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方の提示

文化芸術推進基本計画 (第2期) の策定 (R5.3)

令和5年～9年度の国による計画。“ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進”“文化資源の保存と活用の一層の促進”など

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の施行 (R5.4)

障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策を位置付け

第3次さがみはら文化芸術振興プラン 改定版 (令和7年3月)

【上記を踏まえた見直しの方向性】

関連法令や国計画、県条例を参酌した中で、SNSを活用したオンライン配信の充実、文化芸術資源を活かした観光や地域の活性化、部活動の地域移行に向けた取組など既存施策の充実や新たな施策・重点項目等へ位置付け

3. 改定概要③-1

これまでの 施策の実施状況 ～成果指標～

第3章 (P 8～)

評価基準

S：予定を上回る効果があり着実に進捗している（達成率100%）

A：予定どおり進んでおり、概ね順調に進捗している（達成率80%以上）

B：一部で予定どおり進んでおらず、やや進捗が遅れている（達成率60%以上）

○第3次プランで掲げる成果指標

基本目標	指標	令和3年度 (目標値)		令和4年度 (目標値)		令和5年度 (目標値)		令和9年度 目標値
I 市民の文化芸術活動の活性化	文化芸術に親しんでいる市民の割合	67.0% (71.7%)	A	76.6% (72.0%)	S	76.6% (72.3%)	11 月 開 催 の 審 議 会 で 決 定	73.5%
II 多彩な文化芸術を鑑賞する機会の創出	市が主催・共催・後援した文化芸術事業の入込客数	506,844人 (574,334人)	A	538,273人 (575,680人)	A	585,486人 (577,700人)		584,400人
III 次代の文化芸術を担う人材の育成	市が主催・共催・後援した子どもを対象とした事業の参加者数	44,059人 (215,499人)	B	111,553人 (215,972人)	B	188,485人 (217,000人)		221,000人
IV 市民が誇れる文化財の継承	文化財活用事業の満足度	65.8% (51.1%)	A	62.1% (52.0%)	S	57.4% (53.0%)		57.0%
	文化財活用事業へのボランティア参加者数	740人 (763人)		1,097人 (773人)		1,119人 (783人)		823人
V 文化芸術を生かしたまちづくりの推進	文化芸術を生かした多様な主体のマッチング件数	累計10件 (累計6件)	S	累計19件 (累計9件)	S	累計26件 (累計12件)	累計24件	

※下線のある実績値は令和9年度の目標値を達成しているもの

○審議会における評価と見直しの方向性

コロナ禍の行動制限等の影響もあり、目標未達成の指標もあるが、概ね順調に取組が推進されている

「フォトシティさがみはら」「さがみ風っ子文化祭」といった特色ある文化芸術活動を実施しているが、評価する指標がない

- コロナ禍を踏まえて大幅な見直しは行わないが、目標値を大きく達成している指標については、更なる取組の推進に向け、**目標値の検討を行う**
- **本市の特色である事業については、本市の魅力を発信する上でも適切な評価ができる指標を検討**

3. 改定概要③ - 2

これまでの 施策の実施状況 ～市民アンケート調査～

第3章 (P 10～)

実施期間	令和5年9月1日(金)から22日(金)まで
対象者	16歳以上の市内在住者3,000人 ※住民基本台帳から無作為抽出(外国人含む)
回答数	482件 (回収率: 16.1%)
調査方法	2次元コード付きはがき送付によるWEBアンケート

○アンケート調査から見る市民ニーズ

文化的な活動に参加するための施策

住んでいる地域やその近く、あるいはオンラインで文化芸術を鑑賞することが出来る環境の充実

土日祝日・夜間での事業実施、活動参加に係る費用負担の軽減

活動や鑑賞を行う上であると良い支援・施策

<市の取組> イベント等に関する情報発信や優れた芸術の鑑賞機会の充実、活動の発表・練習等を行う機会の創出

<文化団体・民間企業等の取組> 催し・活動を数多く開催することや、観覧・鑑賞機会の提供

オンラインの活用

電子・紙の両媒体による発信の継続とともに、アフターコロナも含め今後もオンラインによる配信は必要

子ども・若者に向けた取組

“学校の授業で創作・鑑賞機会の充実”、“文化施設での創作・鑑賞機会の充実”の意見が多数

文化財の活用と継承

価値や魅力に関する情報発信、身近な文化財に関心を持ってもらう取組、飲食やギャラリー、コンサートを行うホールとして活用

文化芸術振興に係る条例制定

制定必要が4割
どちらとも言えないが3割強
不要が2割

○市民アンケート調査を踏まえた見直しの方向性

- 公民館などの身近な地域等における文化事業、団体等への活動支援(補助金交付)などを引き続き実施する。
- コロナ禍で定着したオンライン環境下での文化芸術作品の鑑賞機会や文化団体の活動状況を周知する取組の充実を図る
- 日頃の活動成果を発表する機会の創出に引き続き取り組むとともに、文化団体や民間企業、関係機関と連携し、催しや作品鑑賞機会の充実を図る
- 子どもや若者が文化芸術に親しめる学校訪問授業や子ども写真教室などの地域文化教育を引き続き実施する
- 更なる文化芸術の振興を図るため、より実効性のある文化行政のあり方を検討する
- 文化的な活動を通じて地域団体やサークルなどに加わりたいと考える市民が約4割いることを踏まえ、市民が団体やアーティスト等と交流する機会や機能を検討する

3. 改定概要④

成果指標の見直し 第4章（P15、16）

一部の成果指標について、既に令和9年度の目標を達成しているものもあることから、以下の内容で見直しを行う。

(1) 基本目標Ⅳ 市民が誇れる文化財の継承

見直し	基本目標	指標	実績値 令和5年度		目標値			
					令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	Ⅳ	文化財活用事業へのボランティア参加者数	1,119人	改定案	1,126人	1,133人	1,140人	1,147人
				当初	793人	803人	813人	823人

考え方

毎年10人の増加を見込み定期的に新規会員を募集しているものの、全体的に高齢化で退会する方が増える見込みであることから毎年3名の減少を踏まえ、年7名増として設定。

(2) 基本目標Ⅴ 文化芸術を生かしたまちづくりの推進

見直し	基本目標	指標	実績値 令和5年度		目標値			
					令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	Ⅴ	文化芸術を生かした多様な主体のマッチング件数	累計26件	改定案	累計32件	38件	44件	50件
				当初	累計15件	18件	21件	24件
新規		特色ある文化芸術事業の入込客数	35,231人	改定案	37,540人	38,200人	38,860人	39,600人
					新規設定			

考え方

- 毎年3件ずつ増加を見込んでいたものを、毎年6件ずつ増加させることに変更。
- フォトシティさがみはら、さがみ風っ子文化祭事業、藤野ふるさと芸術村メッセージ事業のR5年度開催実績を踏まえ、人口減少を考慮し、減少率を乗じた数値に年平均約2%上昇させることを新たな指標として設定。

3. 改定概要⑤

具体的な取組の一部見直し

基本目標Ⅰ～Ⅴごとに設定する“主な取組”、第3次プランの計画期間中に特に推進する“重点項目”について、社会状況等の変化やアンケート結果、審議会での審議を踏まえて項目の一部見直し及び追加を行う。

基本目標Ⅰ～Ⅴ 主な取組

主な取組（基本目標Ⅰ 市民の文化芸術活動の活性化）

文化芸術活動の場の提供

市民アンケートの結果等を踏まえて取組内容に
➡ 「身近な地域で文化的な活動や創造・交流ができる新たな機能・場の設置についての検討」を追加

主な取組（基本目標Ⅱ 多彩な文化芸術を鑑賞する機会の創出）

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした国際理解の推進

“さがプロ2020”の終了に伴い、主な取組の項目名を
➡ 「諸外国の文化芸術に触れる取組及び国際理解の推進」に変更

重点項目

1 地域文化教育の推進

➡ 主な取組の1つに「部活動の地域移行に向けた取組の推進」を追加

2 情報発信の強化

➡ 主な取組の1つに「オンライン環境下における文化芸術鑑賞機会の充実」を追加
YouTubeを活用した作品鑑賞や文化活動の成果を発表する機会の創出に努める

3 活動拠点の再整備

➡ アートラボはしもと再整備事業について、リニューアルオープンの予定時期（令和9年度）を追記

4 文化財の保存・活用事業の推進

5 特色ある文化芸術事業の創造

➡ 主な取組「特色ある文化芸術事業の実施と発信」に“文化芸術資源を活かした観光や地域の活性化”を追加。
・主な取組の1つに「新たなまちの魅力や価値を創出する文化行政のあり方の検討」を追加

4. 策定までのスケジュール

- 令和6年 10月 文化芸術推進検討会議（庁内組織）
⇒庁議
- 11月 文化振興審議会（プラン年次評価(令和5年度事業)）
- 12月 12月定例会 部会
- 令和7年 1月 パブリックコメント
- 3月 策定

第3次さがみはら文化芸術振興プラン 改定版

（3年間）

令和10年 3月

事案調書(決定会議)

審議日 令和6年 11月 8日

案件名	リニアまちづくり推進本部会議等の設置について					
所管	都市建設	局区		部	リニアまちづくり課 担当者	内線

事案概要

首都圏南西部における広域交流拠点の形成を通じて、人や企業が集い交流する魅力あふれるまちの実現に取り組んでいるところ。関連する本市の取組を加速し、総合的に推進するため、リニア駅周辺のまちづくりや関東車両基地の設置を見据えた各分野における取組に係る庁内横断的な検討組織を設置するもの。

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	<p>○リニアまちづくり推進本部会議の構成及び所掌について</p> <p>○リニアまちづくり推進連絡調整会議の構成について</p>
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	総合計画に掲げる「活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち」の実現に向けた各取組に係る庁内連携の強化や意思決定の迅速化による各取組の一層の推進					
	効果測定指標	なし			施策番号	21, 23, 25ほか	
		R6	R7	R8			
	事業効果 年度目標						

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 庁内調整 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 100%;"> 事業実施 </div>					
		<ul style="list-style-type: none"> ・推進本部会議等を適宜開催 ・リニア駅周辺のまちづくりや、リニア駅、関東車両基地の設置を見据えた各分野における取組について検討 					

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源抛出現金額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養(事業の税収効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A	1	1	1	1	1	1	1
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	1	1	1	1	1	1	1
局内で捻出する人工概要								

SDGs 関連ゴールに○	1 貧困	2 健全なエネルギー	3 健康と長寿	4 質の高い教育	5 ジェンダー平等	6 清潔な水と衛生	7 再生可能エネルギー	8 働きがいと経済成長	9 産業とイノベーション
									○
	10 人や国ごとの公平	11 持続可能な都市と地域	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動への対応	14 海の豊かさ	15 陸の豊かさ	16 公正な裁判と法の支配	17 パートナーシップ	
		○							

日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	資料提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	庁議の内容について【調整済み】
総務法制課	議会への情報提供について【調整済み】
関係課長打合せ会議(令和6年10月21日※)	リニアまちづくり推進本部会議の構成等について【調整済み】

備考	※出席課:政策課、シティ°ロケーション戦略課、観光政策課、総務法制課、財政課、危機管理課、スポーツ推進課、文化振興課、地域経済政策課、産業支援・雇用対策課、創業支援・企業誘致推進課、ゼロカーボン推進課、都市建設総務室、都市計画課、道路計画課、緑区役所地域振興課、教育総務室、消防総務課
----	--

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の

主な議論

(10/28)

【庁議機能を兼ねることについて】

○(政策課長)確認であるが、庁議を兼ねるとは、リニアまちづくり推進本部会議(以下「本部会議」という)が庁議の戦略会議相当、リニアまちづくり推進幹事会議(以下「幹事会議」という)が決定会議相当、その下のリニアまちづくり推進連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という)が調整会議相当という認識でよろしいか。

→(リニアまちづくり課長)幹事会議と本部会議を意思決定の場にしたいと考えている。事案については、連絡調整会議を経ているものが主なものとなるイメージである。

→(政策課長)庁議と同じ位置づけにするには、調整会議相当はどのように整理するのか。

→(リニアまちづくり課長)必ずしも庁議で言う調整会議、決定会議、戦略会議、という3つのステップを踏むとは考えておらず、庁議機能を兼ねるものであるが、幹事会議が、決定会議の位置づけと考えている。つまり、調整会議を省略して意思決定を図っていきたい。

○(政策課長)本件は、決定会議、戦略会議を兼ねるという話であることから、上部会議に付議することが想定されるため、上部会議において承認されれば良いが、調整会議を省略して承認するかは改めての判断である。学校給食課が所管する給食の本部会議は、スピード感を持って進めていきたいことから戦略会議と本部会議を兼ねるということで位置づいている。スピード感を持つことから毎月開催している。本件も同様のスピード感を持ちたいというのであれば、本提案のままでよい。

→(リニアまちづくり課長)スピード感を持って進めたいが、毎月定期的に開催することは決めていない。

○(政策課長)都市建設局では、今後も類似する事業については、同様の方法で進めていくのか。

→(都市建設総務室長)例えば麻溝台・新磯野地区に関しては、頻繁に意思決定を図ることは想定していないが、このリニア駅周辺については、すぐに決定する必要性が多くなっていくことが想定されており、スピード感を持つ必要性は他のまちづくりとは別格と捉えている。

→(リニアまちづくり課長)頻度もあるが、関係者協議が多く、タイミングを合わせていくには、庁議に合わせることで難しいことが多々見込まれる。そのため、そこはスピーディーに進めたいと考えている。

○(政策課長)趣旨は承知した。庁議規則や庁議マニュアルに沿った形に整えていただく必要があり、資料を修正いただきたい。差し戻しの話については、差し戻す会議体がないことから、幹事会議において常に継続審議とするのか、又は差し戻しを認めないかしかない。その運用は資料に明記すること。スピード感を持って進めたいという趣旨であれば、本調整会議においては否定するものではないが、その部分も資料に含めていただいた上、実際の運用もわかるようにしていただきたい。その上で、案ではあるが、要綱についても修正いただきたい。また、庁議を兼ねるということであり、公表のスタイルや議会の調査依頼も庁議と全て同じようにしていただきたい。

→(リニアまちづくり課長)承知した。

【連絡調整会議について】

○(経営監理課長)組織体が大所帯の印象があるが、意見交換をして課題をクリアしてくような場は別途部会を想定しているのか。

→(リニアまちづくり課長)例えば、景観、環境、防災など、各テーマに合わせた専門部会を設け、コアメンバーで議論した後に連絡調整会議で共有し、その後、幹事に諮るものと想定している。

○(財政課長)本部会議から差し戻しとなった場合の受け皿としては、連絡調整会議ではなく部会となるのか。

→(リニアまちづくり課長)あくまでも連絡調整会議は情報共有の場であり、指摘を受けた項目で、部会に諮ることを想定している。

○(経営監理課長)参考資料2の要綱について、第7条に「幹事会議は、本部会議へ付議する事項に係る個別調整等を行うため、連絡調整会議を置く」となっており、情報共有という説明と合わないのではないか。

→(リニアまちづくり課長)指摘のとおりであり、修正する。

○(シティプロモーション推進課長)部会は、経済産業や観光部会のほかに設置するのか。

→(リニアまちづくり課長)主にまちづくりガイドラインで土地利用項目を設けているようなものは想定している。イメージしているのは、産業、観光、交通、景観、環境、防災である。それ以外でも、連絡調整会議の意見を踏まえ、随時、臨機に立ち上げる必要があると考えている。

○(総務法制課長)連絡調整会議が情報共有の場であり、そこに部会を設置し検討すると言うが、部会に差し戻すというのはあり得ないと考える。また、頻度の話については、庁議マニュアルにおいて、決定会議は月1回必ず開くものとなっている。庁議相当となると、やはり月1回の開催は必須になるのではないか。

【想定される審議事項について】

○(経営監理課長)現状で想定される審議事項はあるのか。

→(リニアまちづくり課長)まずはキックオフとして現状報告を行い、情報共有を図りたい。既に産業施策については、経済部局と調整していることから、その経過も含めて報告することや、来年度以降の組織体制等についても検討したい。

【必要人工について】

○(人事・給与課総括副主幹)既に要求されている中に今回の1人工は含まれているのか。

→(リニアまちづくり課長)入っていない。新たな要求である。

→(人事・給与課総括副主幹)査定での判断となる

<p>決定会議の 主な議論 (10/31)</p>	<p>【構成員等について】 ○(総務法制課長)会議の構成員に健康福祉局が含まれていないが、高齢者や障害者への配慮の視点は大切であるため、その視点も加味し検討を進められるよう配慮いただきたい。また、要綱案第6条の幹事会に関しては、第5条の本部会議と同様に、必要に応じて本部会議の構成員以外の者の出席を求められるよう規定を追加していただきたい。 ○(財政局長)幹事会議に関して、所管する担当部長がいない事項を検討する場合は所管局長に出席を求めるとののか。 →(リニアまちづくり課長)そのとおりである。 ○(財政局長)会議の設置期間はいつまでか。 →(リニア駅周辺まちづくり担当部長)検討が進むにつれ開催頻度が減少すると見込んでいるが、まちびらきを予定している2032年頃までは議論すべきものがあると考えている。 →(財政局長)将来的に、会議の必要性に関して問われることが懸念される。また、広域交流拠点の形成の観点からすると、橋本・相模原両駅の周辺のまちづくりは相互に関連するものであるが、橋本駅周辺のみを対象とする理屈は整理していただきたい。相模原駅周辺に関して、同様の会議を設置するののか。 →(リニア駅周辺まちづくり担当部長)橋本駅周辺の検討が、相模原駅周辺より熟度が進んでいることから、今後、相模原駅周辺の検討の熟度が進んだ後に会議の議論に含めることが想定される。 ○(総合政策・地方創生担当部長)本部会議の構成員の区長は緑区長のみだが、3区長を含めないののか。 →(中央区役所副区長)構成員に含めない場合、適切に情報を提供いただきたい。</p> <p>【庁議機能を兼ねることについて】 ○(総合政策・地方創生担当部長)調整会議に代わる課長級の会議は設けないののか。議論のスタートが課長級ではなく、部長級の幹事会議であるのはいかがか。 →(リニアまちづくり課長)時宜を捉えてスピード感を持って進めたいことから、庁議における調整会議に当たる会議は省略したい。連絡調整会議において適切に情報共有や意見交換を行いたいと考えている。 →(政策課長)幹事会議から差し戻す会議体がなく、幹事会議で否決となった場合は継続審議をすることとなる。 →(財政局長)連絡調整会議は関係課長を集めて議論をする場ではないののか。 →(リニアまちづくり課長)連絡調整会議の位置付けについては再度検討し直したい。幹事会議で継続審議になった場合、連絡調整会議の専門部会でしっかり議論をし直して、修正案を取りまとめて再度幹事会議に提案することとしたい。</p> <p>【想定する審議事項について】 ○(市長公室長)資料5ページの議案に関して、地区計画等のまちづくりルールや道路・公園等の公共空間の整備方針が示されているが、都市計画決定に関するものも議論するののか。 →(リニア駅周辺まちづくり担当部長)地区計画に関しては庁議に諮るものと考えている。本部会議等において庁議案件に当たると判断したものは庁議に諮りたい。 →(市長公室長)土地利用ではなく、都市施設に関する議論はどの会議とするののか。 →(リニア駅周辺まちづくり担当部長)オープンスペースの考え方等に関しては庁議で諮るものと考えている。 →(市長公室長)民間の土地利用に関しては構わないが、都市施設に関してはいかがか。現状、構想に関しては庁議に諮っているが、都市計画決定に関しては庁議に諮っていない。今年度下半期から順次、地区計画や景観計画、道路・公園の都市施設に関して、庁議に代えて諮ることになるののか。案件によっては機動性が失われる可能性があるため、何を付議するか精査すべきではないか。 →(財政局長)まちづくり全体に関しては色々な意見があつて良いと考えるが、機動性を重視するならば、案件によって当該会議に諮るか庁議に諮るか切り分け、早く意思決定が諮れるようにした方が良いと考える。資料5ページの運営体制については修正いただきたい。 →(市長公室長)まちづくりルールと(地区計画、景観計画など)と公共空間(道路、公園等)の整備方針に関して、どこまで会議に諮るのか整理していただきたい。 ○(市長公室長)今年度下半期に予定している審議はいつ行う予定か。 →(リニアまちづくり課長)12月議会において情報提供した後、12月中に第1回幹事会議を開催し、今年度内に複数回は開催したいと考えている。</p>
-----------------------------------	--

事業効果

推進本部会議等設置前

推進本部会議等設置後

リニア駅周辺のまちづくり

まちづくりガイドライン策定に当たっては関係課長打合せ会議を開催するなど個別に案件調整

目指すまちの姿実現のため各分野における取組の連携を強化。会議体の設置により検討を加速し、時宜を得た意思決定を行う。

リニア駅、リニア車両基地の設置を見据えた各分野における取組

目指す
まちの姿

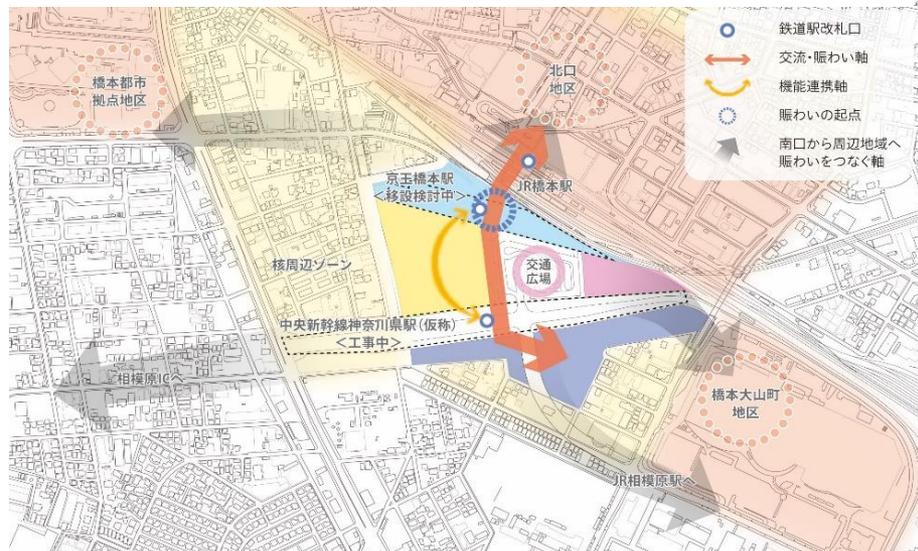
「活力と交流が新たな価値や
魅力を創造するまち」



所掌事項

- (1) リニア駅周辺まちづくりに関すること。
- (2) 関東車両基地の設置を見据えた各取組に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

① ゲート機能を念頭に置いたリニア駅前の土地利用 (各分野の施策を実現するために駅前空間をどう活用するか)



② リニア駅等の設置を契機とした各分野の取組 (各分野の施策の推進や地域資源の磨き上げ)



相模原市リニア駅周辺まちづくりガイドラインより

リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議資料より



運営体制

【運営】

- (1) 推進本部会議、推進幹事会議の2段構成とし、それぞれ戦略会議、決定会議と同等の位置付けとする。
- (2) 議案の承認は、推進本部会議又は推進幹事会議が行う。
- (3) 別に連絡調整会議を設置し、必要に応じて専門部会を設置する。

【運用】

- (1) 推進幹事会議は、議案を審議し、推進本部会議への付議の可否を判断する。否の場合は継続審議し、再度提案する。
- (2) 推進本部会議は、議案を審議し、承認の可否を決定する。否の場合は、推進幹事会議に差し戻す。推進幹事会議は再度審議し、推進本部会議に提案する。
- (3) 推進本部会議、推進幹事会議の結果は市ホームページで公開する。

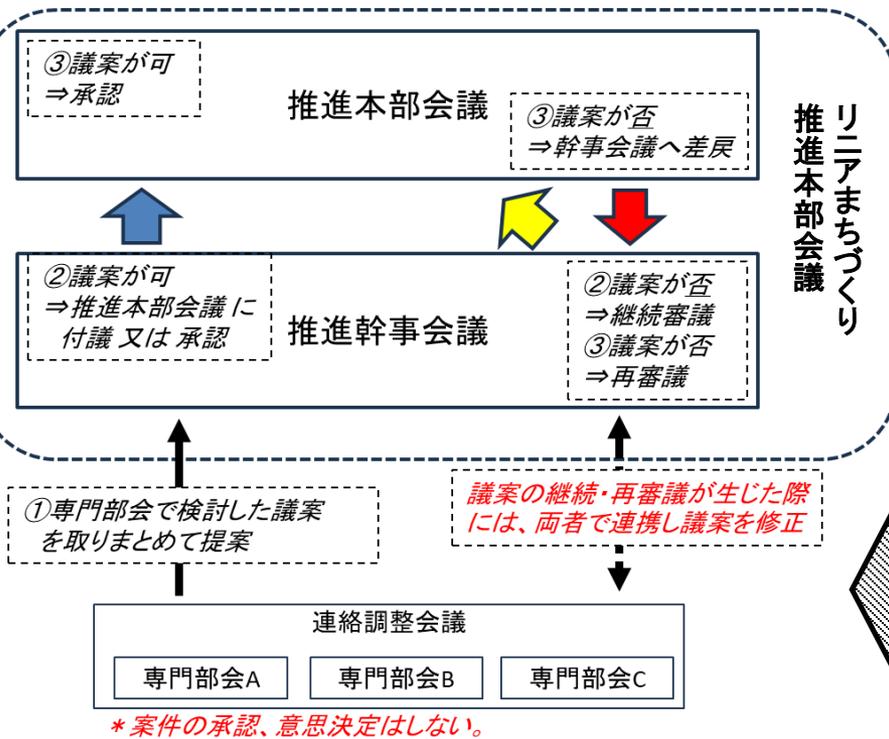
【議案等】

- (1) 推進本部会議にて審議する議案は、地権者(民間事業者、神奈川県)による開発、民間開発の円滑な誘導に資するもので、各分野の取組方針及び事業実施等を想定。
- (2) 地権者、民間事業者等、外部関係者との協議の進捗等に応じて、適宜、速やかに意思決定できるよう、推進本部会議に拘らず、議案の内容に応じて調整会議、関係課長会議等、適切な手段を選択する。

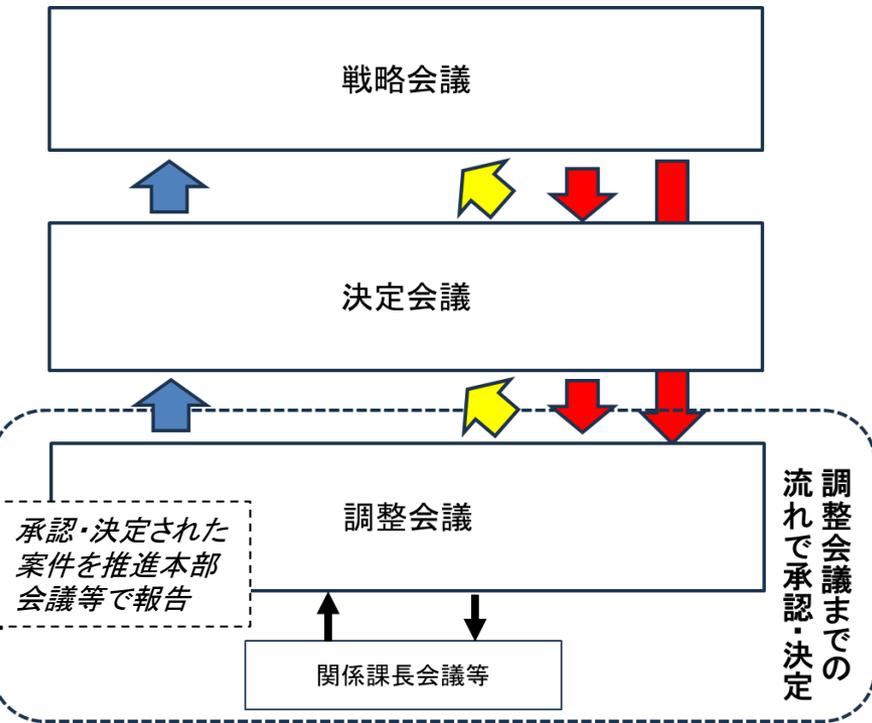


運営体制

【意思決定の流れ】



参考：庁議等を通じた意思決定の流れ



- ・経済、観光、環境等に関する各分野の取組方針及び事業実施について
- ・まちの将来像や土地利用の誘導方策等について

- ・地区計画の決定について(目標、開発等の方針など)
- ・都市計画の変更等について(用途地域等の変更、防火準防火地域の変更、駐車場整備計画の変更、景観形成重点地区の指定等)
- ・公共空間(道路、公園等)の活用に向けた整備方針について



構成

推進本部会議

本部長	市長
副本部長	副市長（3副市長）、教育長
本部員	市長公室長、総務局長、財政局長、危機管理局长、市民局长、こども・若者未来局长、環境経済局长、都市建設局长、緑区長、教育局長、消防局长

推進幹事会議

幹事長	副市長（都市建設局を所管する副市長）
副幹事長	環境経済局长、都市建設局长、緑区長
幹事	市長公室長、総務局長、財政局長、総合政策・地方創生担当部長、SDGs・シックプライド推進担当部長、財政担当部長、副危機管理監、スポーツ・文化担当部長、経済担当部長、ゼロカーボン・資源循環推進担当部長、リニア駅周辺まちづくり担当部長、まちづくり推進部長、土木部長、緑区副区長、学校給食・規模適正化担当部長、生涯学習部長、消防部長、警防部長



構成

リニアまちづくり推進連絡調整会議(併せて設置)

座長	リニア駅周辺まちづくり担当部長
副座長	経済担当部長、緑区副区長
構成員	政策課長、広域行政課長、経営監理課長、観光政策課長、シティプロモーション戦略課長、総務法制課長、人事・給与課長、財政課長、危機管理課長、スポーツ推進課長、文化振興課長、こども・若者政策課長、地域経済政策課長、産業支援・雇用対策課長、創業支援・企業誘致推進課長、農政課長、ゼロカーボン推進課長、緑区役所地域振興課長、津久井まちづくりセンター所長、区政総合推進担当、都市建設総務室長、リニアまちづくり課長、相模原駅周辺まちづくり課長、都市計画課長、建築政策課長、交通政策課長、道路計画課長、路政課長、学務課長、生涯学習課長、消防総務課長、予防課長

専門部会を置くことができるものとし、各分野の専門的な取組の検討は専門部会で行う。

例) 経済産業部会、観光部会 など

「総合計画 政策9、10、12」に掲げる各施策や「まちづくりガイドライン」の誘導方針に概ね沿ったものを想定



参考

総合計画等における位置付け(振り返り)



総合計画における位置付け

未来へつなぐ さがみはらプラン

相模原市総合計画

将来像 おおむね20年後のまちの姿

「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」

将来像

おおむね20年後のまちの姿

「潤いと活力に満ち
笑顔と希望があふれるまち
さがみはら」

基本理念

根本的な考え方

わたしたちのまちは、丹沢の雄大な山なみ、相模川の清らかな流れ、相模野の広大な台地に抱かれ、豊かな自然の恵みの下、歴史と文化が培われ、先人の知恵とたゆまぬ努力により発展してきました。

しかし、わたしたちを取り巻く社会は、かつて経験したことのない人口減少と世界に類を見ない高齢化という大きな課題に直面していきます。また、AI、IoTといった先端技術の急速な進展、リニア中央新幹線の整備に伴う経済・交流圏域の拡大などが、人々の暮らしや働き方に大きな変革をもたらそうとしています。

そうした社会の変化に対応し、人、自然、産業、文化などの地域資源を生かし、市民生活の質を向上させ、住み続けたいと思える快適で活力のある持続可能なまちを形成していくことは、わたしたちの責務です。

わたしたちは、共に支え合い、豊かな自然を守り育てながら、安心して住み慣れた地域で暮らせる環境をつくるとともに、ここに集う人や企業との交流を進めることにより、地域への愛着と誇りを持てるまちを実現します。



総合計画における位置付け

目指す
まちの姿

IV

「活力と交流が新たな価値や 魅力を創造するまち」

政策9

活力と魅力あふれる 都市をつくります

人口減少、超高齢化が進行する中においても快適に暮らせる持続可能なまちを形成するためには、地域が持つ特性や圏央道、リニア中央新幹線などの広域交通ネットワークの形成に伴う経済・交流圏の拡大をまちづくりに生かし、更なる活力と魅力を生み出すことが求められています。

こうした状況を踏まえ、産業と住環境の調和、水源地域の自然環境や市街地の貴重なみどりの保全などを計画的に進めるとともに、生活利便施設などの維持や充実、快適な居住環境の形成に向け、人口減少、超高齢化などの社会の変化に適應できるまちづくりを進めます。また、交通ネットワークの形成を図るとともに、多様な機能が集積した広域的な拠点や地域特性を踏まえた拠点の形成を進めます。

政策10

日本の経済を牽引する多様な 産業を振興します

少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少に伴い、産業の労働生産性の向上や商店街の活性化などが求められています。また、圏央道インターチェンジの開設やリニア中央新幹線の駅設置に伴う拠点整備の機会を捉えた、地域経済の活性化に資する産業の創出や環境の整備が求められています。

こうした状況を踏まえ、本市の強みである高度なものづくり技術や豊かな自然などの地域資源を生かしつつ、AI、IoT、ロボットなどの先端技術を取り入れ、活用することで、工業、農林業、商業、観光など、様々な産業分野の成長促進と新産業の創出を図ります。また、多様な働き手の活躍促進や人材の育成・確保のほか、多様な人や企業が集う環境の整備により分野間の人材や情報などの交流によるイノベーションの促進を図り、新たな価値を創造するなど、日本の経済を牽引する多様な産業を振興します。

政策11

基地全面返還の実現を目指します

本市には、現在も相模総合補給廠・キャンプ座間・相模原住宅地区の3つの米軍基地が存在し、長年にわたり市民生活や計画的なまちづくりの障害となっています。また、米軍機による騒音被害や事故への不安など、米軍基地に起因する問題の解消が強く求められています。

こうした状況を踏まえ、米軍基地の早期全面返還と米軍基地周辺の生活環境の保全について、市民・市議会・行政が一体となり、粘り強い運動を展開していきます。



政策12

文化、スポーツに親しみ、活力と 交流が生まれる環境をつくります

市民の心の豊かさと地域の魅力を高める上で、文化芸術活動の活性化に向けた取組は重要性を増しています。また、オリンピック・パラリンピックをはじめとした世界規模の競技大会などを契機としたスポーツへの関心、意欲の高まりを受け、市民や来訪者が恒常的にスポーツを楽しむことができるとともに、交流が生まれる環境づくりが求められています。

こうした状況を踏まえ、地域の伝統文化の振興を図るとともに、国内外の多様な文化芸術に触れることができる機会の充実を図ります。また、ライフステージや多様なニーズに応じ、生涯を通じてスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。さらに、多様な主体との連携・協働の下、文化芸術・スポーツに関する資源を活用しながら、新たな価値や魅力を生み出し、活力と交流を創出します。



総合計画における位置付け

活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち

政策 9 活力と魅力あふれる都市をつくります

施策20 都市機能の維持・充実と計画的な土地利用の推進	88
施策21 広域交通ネットワークの形成	90
施策22 安心して移動できる地域交通の形成	92
施策23 首都圏南西部における広域交流拠点の形成	94
施策24 市街地整備の推進と拠点の形成・活性化	95

政策 10 日本の経済を牽引する多様な産業を振興します

施策25 国際的なビジネス拠点の形成と新たな社会経済の仕組みの構築	96
施策26 誰もが働きやすい環境の整備	98
施策27 商業の振興	100
施策28 観光交流都市の形成	102
施策29 持続可能な力強い農業の確立	104

政策 11 基地全面返還の実現を目指します

施策30 基地の早期返還の実現	105
-----------------	-----

政策 12 文化、スポーツに親しみ、活力と交流が生まれる環境をつくります

施策31 スポーツの推進とスポーツを通じた活力あふれるまちづくりの実現	106
施策32 文化の振興と文化を通じた活力の創出	108

施策23

現状と課題

人口減少や少子高齢化の進行により、経済規模、交流人口の縮小が懸念される中、本市は、圏央道、リニア中央新幹線などの広域交通ネットワークの形成や相模総合補給廠の一部返還による新たなまちづくりが予定されているなど、高いポテンシャルを有しています。

また、首都圏南西部における広域交流拠点の形成に向けた橋本・相模原両駅周辺のまちづくりは、リニア中央新幹線を生かし、世界から「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」を引きつける国土づくりのプロジェクトに位置付けられているなど、本市は、首都圏南西部の発展の源泉になるとともに、日本経済の成長を牽引していくことが求められています。

施策25

現状と課題

本市は、製造業の集積を図り、内陸工業都市として発展してきましたが、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少や後継者の不足、経済のグローバル化に伴う国内外の競争の激化などにより、内陸工業都市としての転換期にあります。

さらに、本市では、金融業や情報通信業などをはじめ、製造業における本社機能など、いわゆる業務機能の集積度が低く、市外への通勤者の増加による昼間人口の少なさが課題となっています。

このため、本市の強みであるものづくり産業をはじめ、様々な産業へのロボット導入やAIなどの技術革新、産業の人材や情報などの交流、豊かな自然などの地域資源を活用するとともに、圏央道インターチェンジの開設やリニア中央新幹線の駅設置による交通利便性の向上などを通じて、新たな価値や魅力を創造し世界に向けて発信し、地域経済を活性化していく必要があります。

1 橋本駅周辺地区の整備推進

橋本駅周辺地区は、3つの鉄道路線が乗り入れていることに加え、圏央道相模原インターチェンジに近接し、幹線道路も集中している交通結節点です。これらを生かした広域的な交通ネットワークの形成を図るなど、リニア中央新幹線の開業や駅設置を見据え、交通の要衝としての恵まれた機能をより一層強化するとともに、橋本駅の南北間、隣接する商業地や公共施設との回遊性の向上を図ります。

あわせて、暮らす人、働く人、訪れる人などが広域的に交流するゲートとして、多様な都市機能の集積を促進することで、産業の活力とにぎわいがあふれるまちづくりを進めます。

1 地域経済を支える強固な産業基盤の形成

広域交通ネットワークの充実を生かし、インターチェンジ周辺の産業集積をはじめ、広域交流拠点の形成と連動した戦略的な企業支援を進めるとともに、企業の人材確保と育成、定着化を図るための取組を支援します。

さらに、成長産業の集積を促進することにより、本市の基幹産業である製造業を中心とした産業基盤の更なる強化を図り、雇用の促進や経済波及効果などによる持続可能な都市経営の実現に取り組みます。

2 成長分野における技術革新を活用した新しい社会経済システムの構築

ロボット、AI、IoTなどの技術革新は様々な産業に革新をもたらすことから、それらを効果的に活用する企業を支援することにより、生産プロセスの改善や新しい付加価値の創出などによる新たなビジネスモデルを確立するとともに、世界とのネットワーク・交流により、新しい社会経済システムの構築に取り組みます。



総合計画における位置付け

活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち

政策 9 活力と魅力あふれる都市をつくります

施策20 都市機能の維持・充実と計画的な土地利用の推進	88
施策21 広域交通ネットワークの形成	90
施策22 安心して移動できる地域交通の形成	92
施策23 首都圏南西部における広域交流拠点の形成	94
施策24 市街地整備の推進と拠点の形成・活性化	95

政策 10 日本の経済を牽引する多様な産業を振興します

施策25 国際的なビジネス拠点の形成と新たな社会経済の仕組みの構築	96
施策26 誰もが働きやすい環境の整備	98
施策27 商業の振興	100
施策28 観光交流都市の形成	102
施策29 持続可能な力強い農業の確立	104

政策 11 基地全面返還の実現を目指します

施策30 基地の早期返還の実現	105
-----------------	-----

政策 12 文化、スポーツに親しみ、活力と交流が生まれる環境をつくります

施策31 スポーツの推進とスポーツを通じた活力あふれるまちづくりの実現	106
施策32 文化の振興と文化を通じた活力の創出	108

施策27

現状と課題

本市の商業は、中心市街地に一定の商業基盤を有しているものの、周辺自治体と比較して市内商業地での来街者の滞在時間が短く消費購買力が市外へ流出する傾向にあり、人口集積が市内経済活性化に必ずしも結びついていない状況が課題となっています。また、ネットショッピングなど電子商取引の拡大による消費者の実店舗離れや、商店経営者の高齢化、後継者不足などの構造的な問題による個人商店の経営難や商店街組織の弱体化が課題となっています。こうしたことから、市外に流出している消費購買力を市内に引き寄せるため、商業機能の集積を進め、求心力を高めるとともに、実店舗ならではの取組や担い手の創出・育成などにより地域に根ざした商店街に多くの人が足を運ぶよう、街の魅力を上らせていく必要があります。

施策28

現状と課題

本市では、様々な観光プロモーションや、イベントの開催、近隣自治体との連携による観光PRのほか、地域における観光振興の担い手となる組織の形成など様々な取組を通じて観光客の誘致に努めているところです。今後、少子高齢化が進行する中、地域の再生や活性化の有力な手段として観光に対する期待がますます高まり、訪日外国人観光客の増加などを背景として、国内外の観光客の獲得に向けた都市間の競争が激しくなることから、従来の取組に加え、本市の個性を際立たせるような新たな視点による観光施策の推進が必要です。

施策29

現状と課題

新鮮で安全・安心な食材としての地場農産物への消費者ニーズの高まり、「農」とふれあう機会を求める人の増加のほか、都市農地が貴重な緑地空間として保全し、振興すべきものと位置付けられるなど、農業の果たす役割は、一層重要なものになっています。一方で、本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手の不足、都市化の進展による農地の減少、野生鳥獣による農作物被害の深刻化など、非常に厳しい状況にあります。こうした状況の中、新規就農者、農業に参入した法人その他の多様な担い手の育成・確保、農地の利用集積の促進による農地の保全と有効活用、販路の拡大による地産地消⁵⁾の推進、6次産業化⁶⁾の推進や付加価値の高い農業の実践など、持続可能な力強い農業の確立が求められています。

1 中心市街地の魅力向上

広域交流拠点の形成に向けた取組と連動した新たな魅力ある商業地の形成を図るとともに、各中心市街地（橋本駅周辺、相模原駅周辺、相模大野駅周辺）の特色を生かしながら、事業者や関係団体等との連携の下、多様なライフスタイルや消費行動に対応した持続可能な商業・業務機能の集積とまちのにぎわいづくりを進めます。

4 多様な産業との連携と観光交流拠点の創出

農業、商業・サービス業、工業など、産業の垣根を越えた様々な連携による観光施策を推進し、本市の魅力を創出し、発信することで、国内外からの訪問客を増やし、新たな産業の創出につなげます。

また、本市では圏央道インターチェンジ周辺の新たな産業拠点の整備などのまちづくりを進めているほか、リニア中央新幹線の駅設置、車両基地の建設など、大規模プロジェクトが進行中であり、こうしたまちづくりやプロジェクトの進展に合わせ、それらを生かした観光交流拠点の創出について検討を進めるとともに、大きな経済効果が期待できるMICE⁴⁾についての誘致及び開催支援組織の育成に取り組みます。

3 地産地消の推進

本市は、約72万人の市民が生活する大消費地でもあるという恵まれた立地を最大限に活用し、農産物の共同販売体制の整備、地域特産物の開発と地域ブランドの形成や市民へのPRなどにより、直売施設を通じた農産物の地場流通を促進することで、地産地消の推進を図ります。



総合計画における位置付け

活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち

政策 9 活力と魅力あふれる都市をつくります

施策20 都市機能の維持・充実と計画的な土地利用の推進	88
施策21 広域交通ネットワークの形成	90
施策22 安心して移動できる地域交通の形成	92
施策23 首都圏南西部における広域交流拠点の形成	94
施策24 市街地整備の推進と拠点の形成・活性化	95

政策 10 日本の経済を牽引する多様な産業を振興します

施策25 国際的なビジネス拠点の形成と新たな社会経済の仕組みの構築	96
施策26 誰もが働きやすい環境の整備	98
施策27 商業の振興	100
施策28 観光交流都市の形成	102
施策29 持続可能な力強い農業の確立	104

政策 11 基地全面返還の実現を目指します

施策30 基地の早期返還の実現	105
-----------------	-----

政策 12 文化、スポーツに親しみ、活力と交流が生まれる環境をつくります

施策31 <u>スポーツの推進とスポーツを通じた活力あふれるまちづくりの実現</u>	106
施策32 <u>文化の振興と文化を通じた活力の創出</u>	108

施策31

現状と課題

健康意識の高まりを背景に、高齢者を中心に定期的にスポーツを行う市民の割合が増えている一方で、働き盛り・子育て世代のスポーツ実施率は低く、子どもの体力低下も課題となっていることから、仕事や家事、子育てなどに忙しくても、身近な地域で気軽にスポーツができる環境づくりや、子どもが運動習慣を身に付けるための取組が必要です。

また、スポーツ観戦やスポーツに関するボランティアなど、誰もが各々の関心や適性などに応じて日常的にスポーツに親しむことができる機会の充実や、本市の地域特性やスポーツ資源を活用し、交流人口の拡大や経済・地域の活性化につながる取組の推進が求められています。

施策32

現状と課題

文化は、心にやすらぎを与え豊かな感性を養うとともに、まちに活力やにぎわいをもたらすものであることから、市民が優れた芸術、地域の伝統文化や文化財に親しみ、文化芸術活動を行う機会の充実を図るなど、多彩な市民文化を育む環境づくりが求められています。

このため、市民の文化芸術活動の支援や次代を担う人材の育成、国内外の多様な文化芸術に親しむことができる仕組みづくりなどを積極的に推進する必要があります。

また、文化財の計画的な保存整備や継承者の育成支援、多様な主体との連携により、文化財の保存・活用を推進し、地域全体で文化財を次世代に継承していく必要があります。

3 スポーツを通じた更なる交流の創出と経済・地域の活性化

スポーツ団体やホームタウンチーム^{※7}、企業などと連携し、本市の地域特性やスポーツ資源を活用した取組の推進などにより、スポーツを目的とした本市への来訪を促進し、更なる交流の創出や経済・地域の活性化を図ります。

1 文化芸術活動の活性化に向けた取組とアートによるにぎわいづくりの推進

市民が気軽に文化芸術活動を行うことができるよう支援を充実するとともに、将来の本市の文化芸術を支える人材の育成や活動拠点の充実を図るなど、市民の多彩な文化芸術活動を促進します。

また、ICTを活用した効果的な情報発信を行うとともに、市内や周辺地域に点在する様々なアート資源のネットワーク化を図り、市域全体をアートフィールド^{※8}とする取組を進め、アートによるにぎわいづくりを推進します。



総合計画における位置付け(重点テーマ)

テーマ2 雇用促進対策

【現状と課題】

本市では、大学進学期に当たる世代が大幅な転入超過の傾向にある一方、20歳代から30歳代までの就職・住宅購入期の世代は転出超過傾向となっており、職住近接のまちづくりの推進による定住人口の増加を図り、人口の社会減^{※1}を抑制することは重要な課題です。

このため、工業、農林業、商業、観光など産業全体の活性化により多様で安定した雇用の場の創出・拡大を図るとともに、就労・労働環境、住環境の整備などを進めることで、20歳代から30歳代までの定住を促進し転出入の均衡を目指すとともに、誰もが活躍できる環境をつくる必要があります。

【基本的方向】

- ・ AI、ロボットなどの先端技術の活用による様々な産業分野の成長や新産業の創出の促進により、新たな雇用の場の創出や転出超過世代の定住促進・就労支援など、多様で安定した雇用の確保などを図ります。
- ・ 地域の強みを生かした雇用の場の拡大に向け、リニア中央新幹線や圏央道インターチェンジへのアクセス道路など広域交通ネットワークの形成を図るとともに、多様な機能が集積する広域的な拠点や地域特性を踏まえた拠点の形成などを進めます。
- ・ 妊娠・出産期、子育て期などのライフスタイルの変化によって生活・就労の場が失われることのない社会の実現に向け、暮らしやすい住環境づくりへの支援や、企業等との連携による安定した雇用の確保や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進などに取り組みます。（テーマ1再掲）

【4】重点テーマを形作る施策

No.	施策名	分野横断的に取り組む重点テーマ		
		少子化	雇用促進	気候変動
1	子どもを生き生きと育むための環境整備	○	○	
2	子ども・若者の育成支援	○	○	
3	幼児教育・学校教育の推進	○	○	
4	習得や地域における習得力の向上	○		
5	生涯学習・社会教育の推進			
6	幼児福祉の推進			
7	出向と調停する人権向上支援	○	○	
8	福祉包括ケアシステムの構築と高齢者の社会参加に向けた取組の推進			○
9	障害のある人の地域生活の充実と社会参加に向けた取組の推進	○	○	
10	雇用づくりの推進	○	○	
11	勤労者の権利	○		○
12	多文化共生の推進と世界平和の推進			
13	人権の尊重と男女共同参画の推進	○		
14	災害対策の推進			○
15	防災力の強化			
16	災害対策体制の充実			
17	防災や防災安全・避難者支援対策の推進			
18	暮らしやすい防災環境の形成	○	○	○
19	魅力ある避難環境の形成			
20	都市機能の維持・充実と住環境向上対策の推進			○
21	広域交通ネットワークの形成		○	
22	安心して移動できる地域交通の形成		○	○
23	商業施設周辺にむけた広域交通網の形成		○	
24	社会福祉施設等の整備と暮らしやすい環境の形成	○	○	○
25	高齢者の介護・医療・福祉サービスと暮らしやすい環境の形成	○	○	
26	暮らしやすい環境の整備	○	○	○
27	商業の振興	○	○	○
28	観光交流促進の推進	○	○	○
29	持続可能な地方創成の推進	○	○	○
30	暮らしやすい環境の整備			
31	スポーツの推進とスポーツを通じた活力あるまちづくりの推進		○	
32	文化の振興と文化を通じた活力の促進		○	
33	災害対策の推進と防災・避難対策への貢献			
34	安心できる林業の推進			
35	防災対策の推進			
36	防災対策の推進と防災・避難対策への貢献			
37	水環境の向上と水質の保全・再生・活用			○
38	防災対策の推進と防災・避難対策への貢献			○
39	災害対策の推進と防災・避難対策への貢献			○
40	防災対策の推進			
41	気候変動による自然環境の保全・再生と防災・避難対策への貢献			
42	多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進			○
43	暮らしやすい環境の整備と暮らしやすい環境の形成			○
44	防災対策の推進と防災・避難対策への貢献			
45	防災対策の推進と防災・避難対策への貢献			
46	防災対策の推進と防災・避難対策への貢献			
47	防災対策の推進と防災・避難対策への貢献			
48	防災対策の推進と防災・避難対策への貢献	○	○	○



総合計画における位置付け(区別基本計画)



緑区 基本計画

緑区の概況

5 産業・観光・商業

産業においては、圏央道相模原インターチェンジの開通及び津久井広域道路の一部開通により、交通アクセスの利便性が向上したことで、周辺の産業拠点の更なる活性化が期待されています。また、株式会社さがみはら産業創造センターや商工会議所、商工会等と連携した中小企業への支援がより一層求められています。さらに、人口減少が進行することで、地域の活力が失われることや地域コミュニティの維持が難しくなることが懸念されることから、地域の特性を生かした雇用の場を創出するなど、地域活性化に向けた取組が求められています。

観光において、緑区の有する豊かな水源地域の自然・歴史・文化などの地域資源を生かした体験・交流型観光を推進するとともに、リニア中央新幹線の駅や車両基地の設置を見据えながら、地域の観光資源をネットワーク化することで、観光客の周遊性の向上やインバウンド観光の促進を図ることが求められています。あわせて、既存施設を活用した観光拠点の整備や登山道、散策路、トイレの整備など多くの観光客が訪れるための基盤づくりや、地域に融れて、リピーターとなってもらうための取組を進め、交流人口や関係人口の拡大につなげていくことが課題となっています。

商業においては、大規模小売店舗の出店により買物が便利になった一方で、商店街における買物客の減少、個人商店の後継者不足、インターネット通販の発達などによる消費行動の変化への対応といった課題があります。そこで、対面販売による住民とのつながりなど個人商店の魅力を高めるとともに、創業支援を行うなど、商店街などの活性化に努める必要があります。

緑区の目指す姿・取組目標

緑区が有する特色や現状と課題を踏まえ、これから区民とともに創る緑区の目指す姿を次のとおり定めます。

緑区の目指す姿

実る緑区 ~都市と自然がつながり合うまちを目指して~

緑区の目指す姿の実現を図るためには、防災力の強化と災害からの復旧・復興に取り組み、区民の安全・安心を確保することが大前提であると考えます。その上で、以下に掲げる3つの視点を念頭に、「実る緑区」を目指します。

災害から区民の暮らしを守ります

河川等からの浸水、土砂災害、大雪、地震等による災害に備え、地域の特徴に応じた災害対応体制の強化を図ります。また、被災直後の救助と応急復旧はもとより、市民生活の早期再建に向け、相談対応の充実を図るとともに、被災者のニーズを適時捉え、多様な主体が連携し、ハードとソフトの両面から復旧・復興に向けた総合的な取組を推進します。

1 目指す姿を実現するための3つの視点

区民・地域・各種団体・企業・行政など、まちづくりを担う各主体が役割を分担し、及び協働しながら、総合的・横断的に施策を展開し、緑区の目指す姿の実現を図ります。

① 多様性を生かした、交流のまちづくり

首都圏西部における広域交流拠点として多様な都市機能・産業の集積を促進し、より一層の強化を図ります。また、豊かな自然や特色ある観光イベント、体験型観光、歴史・文化などの地域の多様性や区の魅力を生かした観光振興を図るとともに、近隣自治体や企業との連携を図りながら、交流人口や関係人口の拡大を図ります。

② 住み続けたいまちづくり

都市部と中山間地域といった地域の特性に応じた多様なコミュニティ形成を進めるとともに、交通ネットワークの維持・確保や医療・介護サービスの充実、子育て環境の整備などを図り、誰もが安心して暮らすことができ、住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

③ つながりと将来性を生かした、にぎわいのあるまちづくり

圏央道やリニア中央新幹線など、発展する広域交通ネットワークを生かし、都市機能の集積や産業の活性化を図るとともに、その効果を区全体に波及させることにより、持続可能な、にぎわいのあるまちづくりを進めます。

取組目標IV

「創り合う・つながり合う」まちづくり

■ 取組の方向IV-1

地域活力のあふれるまちづくりに取り組みます

【雇用・産業・商業】

(地域経済の活性化)

(取組の方向とSDGsの関連)

- 圏央道相模原インターチェンジや津久井広域道路などへのアクセスの良さを生かした産業の活性化を図るとともに、リニア中央新幹線の開通など大きな可能性を生かした様々な地域経済活動の振興を促進します。
- 地域を支える商店街や個人商店の維持・活性化を図るとともに、商工会議所や商工会等と連携し、地域に息差した個人商店の魅力と地域の特性を生かした新たな起業の支援・育成を図ります。
- 高齢化や地理的な条件により、買物が不便に感じる方が今後増加することが予測される中、インターネット通販や日用品等の生活必需品の移動販売など、多様なニーズに応じた地域経済の活性化に努めます。

■ 取組の方向IV-2

地域の魅力を生かした観光振興に取り組みます

【観光】

(地域の特性を生かした観光振興)

- 豊かな自然・歴史・文化など地域資源を生かした体験・交流型観光を推進するとともに、おもてなしの機運の醸成と、観光を支える人材の育成・確保に取り組みます。
- リニア中央新幹線の開通を見据え、都市と自然が持つそれぞれの魅力を活用し、点在する観光資源や地域資源をつなぐ仕組みづくりを検討するとともに、マーケティングの視点を持った効果的な情報発信に取り組みます。
- 観光協会や商工会議所、商工会など関係団体と連携し、既存の観光資源の磨き上げをすることにより、地域の特性や施設の特色を生かした観光振興とインバウンド観光の促進を図ります。

■ 取組の方向IV-3

ネットワークを生かし、発展性あるまちづくりに取り組みます

【都市基盤・中山間地域対策】

(取組の方向とSDGsの関連)

(あらゆるネットワークでつなぐまち)

- 圏央道相模原インターチェンジの開通及び津久井広域道路の一部開通に加え、リニア中央新幹線の駅が圏本駅周辺に設置され、飛躍的に人の往来や交通の増加が見込まれることを踏まえ、新しい可能性と発展性を生かしたまちづくりを推進します。
- 緑区ならではの地域資源などを活用し、区の魅力づくりと情報発信を行うことにより、区民交流の促進、区への愛着や誇りなどの意欲の醸成を図ります。
- 中山間地域の実情を踏まえ、地域コミュニティの維持・強化、交流人口や関係人口の拡大と移住促進、観光振興など、中山間地域の特色を生かした総合的な取組を進め、地域の活性化を図ります。
- 中山間地域を中心に人口減少・超高齢化が進行していく中、地域の実情にあった公共交通やAI・IoTなど先端技術による今後の動向を捉えた交通手段を検討し、持続可能なまちづくりを推進します。



広域交流拠点基本計画における位置付け

橋本駅周辺地区のまちづくり方針

広域交流拠点の一翼を担う橋本駅周辺地区におけるまちづくりコンセプトや土地利用、駅前空間、交通ネットワーク、歩行者ネットワークの整備方針は、次のとおりです。

概要

橋本駅周辺地区では「産業の活力と賑わいがあふれる交流拠点」としての役割を担うため、三大都市圏を結び、鉄道や道路によって首都圏の各方面にアクセスが可能な交通ネットワークを活かし、交流拠点としてのまちづくりを進めます。

また、周辺部が工業系の用途とされ、産業集積や起業支援(インキュベーション)施設の立地があることから、リニア駅との近接性を生かし、産業交流拠点、インベーション拠点としての機能集積を図っていきます。

まちづくりのコンセプト

- 広域的な交流・連携のゲートづくり
広域交通網を活用し、国内外を問わず広域的に情報、人材、文化等が活発に交流・連携するゲートづくりを進めます。
- インベーション拠点としてのまちづくり
交流ゲート機能の活用やさらなる都市機能集積を進め、産業や学術、文化等、あらゆる分野で新たな価値を創造(インベーション)するまちづくりを進めます。
- 情報発信拠点としてのまちづくり
首都圏南西部の交流ゲートとして、生み出される価値や情報を次々と市民や来街者に発信し、都市の魅力向上する情報発信拠点としてのまちづくりを進めます。
- 環境共生・人の暮らしに配慮したまちづくり
環境負荷軽減や多様な世代の暮らし・活動に配慮したまちづくりを進めます。



今後の検討に当たって、橋本駅周辺のまちづくりにおいては、リニア駅の設置によるゲート機能が最大の特徴であり、駅周辺の具体的な土地利用や、リニア駅、リニア車両基地の設置を見据えた各分野における取組についても、本市、神奈川県、首都圏南西部のゲートとしての役割を念頭に取組を推進する。



1 第3次さがみはら文化芸術振興プランの改定について

【市民局 文化振興課】

(1) 主な意見等

- (南区役所副区長) 南区合同庁舎について、今年度中に基本構想を策定するスケジュールで進めているが、本プランが先行するかたちとなるが、整合性を図ることは可能か。
 - (文化振興課長) 基本目標に係る主な取組として今回追加した「身近な地域で文化的な活動や創造・交流ができる新たな機能・場の設置についての検討」の中で、今後の再編の動きについても対応できると考えている。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 当該視点は、重点項目にも含まれているか。
 - (文化振興課長) 重点項目5つ目の「特色ある文化芸術事業の創造」に係る主な取組として「新たなまちの魅力や価値を創出する文化行政のあり方の検討」にも含まれている。
- (総務局長) 本編の案について、具体的な取組内容も同じように読み取りができるか。
 - (スポーツ・文化担当部長) 本編にも同様に反映していくが、詳細については、今後調整する。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。

2 リニアまちづくり推進本部会議等の設置について

【都市建設局 リニアまちづくり課】

(1) 主な意見等

- (財政局長) 先般、庁議において環境経済局の事案でSTEP50の審議があり、橋本駅周辺のまちづくりと関わるものが想定される中で、今後STEP50の見直しが生じた場合、庁議とリニアまちづくり推進本部会議(以下「本部会議」という)とではどのように棲み分けしていくのか。
 - (リニア駅周辺まちづくり担当部長) 相模原市リニア駅周辺まちづくりガイドラインにおいて、ものづくり産業交流ゾーンを設けており、ロボット産業等の誘致方策について経済部局と話し合っているところである。STEP50のように全市的なものについては、庁議に諮られることと想定しているが、橋本駅周辺の業務集積を図ることを主体に検討する部分については、本部会議で諮っていくことで調整している。
- (総合政策・地方創生担当部長) 後ほどの調整で構わないが、対象事案が整理された中で、要綱における所掌事項を修正した方がよいのではないか。
 - (市長公室長) 修正いただきたい。
- (総務局長) 庁議で内諾されたものについて、本部会議に報告するという説明であったが、案件によっては、本部会議から庁議に影響することもあるという認識でよろしいか。直近で開催する本部会議は、いつ、どのようなテーマでスタートする見通しか。
 - (リニア駅周辺まちづくり担当部長) 見通しとしては、例えば緑区や観光政策課と一緒に進めていく鳥屋の車両基地に関する事項などを本部会議で諮っていきたいと考えている。スタートとしては、年内に第1回目の開催を想定しており、まずは経済部局と調整している取組の方向性などについて報告したいと考えている。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。

以上